

該當するものあり、或は前記暴行事件の發生等争議の永續と共に勞資關係漸次尖鋭化し、殊に會社は作業休止とともに其の需用品を同市所在帝國酸素小倉工場に依頼したので之を知つた争議團側は同工場に引受阻止を懇請するに至り此の儘進展の曉は附近工場地帯に如何なる紛争の發生を見るやも計り難く、所轄警察當局は双方代表者に對し嚴重警告を發するところあり、かくて二十日朝小倉警察署長は勞資双方を招致折衝大いに努めた結果次の條件を以て漸やく解決を見るに至つたのである。

六、解決狀況

二十日朝會社側は菱形常務、吉木工場長、中西營業主任、争議團側は大和職工長外全従業員並に總同盟九聯久保主席出席小倉警察署長、高等主任立會の下に次の條件を以て解決し翌

二十一日より作業を開始したのである。

○解決條件

- 1、最低賃金並に但書の場合に就ては容認し難きも將來會社の事情に依り相嘗考慮すべし。
- 2、年二回定期昇給の件容認し難し但し實際昇給に付ては相當考慮す。
- 3、拒絶
- 4、在來の臨時職工は即時本職場に採用す。
- 5、工場衛生設備は實施案に基き充分考慮する。
- 6、晝夜連續勤務者に限り夜間手當三步増額を考慮する。
- 7、増産獎勵金は月額五千立換算三千七百本を超過の場合超過本^數一本に付金五錢の割合に相當する金額を全職工に分與す但し増産設備をなしたる場合は其の基本數を善意改